

令和7年度 天童市耐震シェルター設置等減災対策 補助金交付事業の手引

地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、戸建木造住宅の所有者が行う耐震シェルター等の設置及び当該住宅の減災対策工事に要する費用の一部を助成する事業です。

1 補助対象要件

(1) 補助対象となる住宅

次のすべての項目に該当する住宅が補助対象となります。

① 次の減災対策工事のいずれか一種の工事であるもの。

ア 耐震シェルター等 設置工事	㊦ 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事 ④ 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事 ※ いずれも、公的機関により耐震実験を行い安全性の評価を受けたものに限る。 ※ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては、耐震診断の結果によらず、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。
イ 簡易耐震改修工事	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上昇させる改修工事
ウ 部分耐震改修工事	㊦ 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を1階のみ1.0以上にする改修工事 ④ 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を主要な居室等のみ1.5以上にする改修工事 ㊧ 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修工事 ※ ㊦及び④にあつては、改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

② 耐震改修工事の施工者は、山形県内に本店がある法人又は山形県内に住所を有する個人事業者であること。

- ・県内に営業所等があっても、本店がない場合は対象となりません。
- ③ 補助対象工事が、天童市住宅リフォーム支援事業費補助金を受けていないもの（補助金を受ける予定のものを含む。）。
- ④ 減災対策工事を実施する同年度の2月13日までに実績報告書を提出できること。
 - ・この補助金は、翌年度へ持ち越すことはできません。

(2) 申込みができる方

次のすべての項目に該当する方が申込みをすることができます。

- ① 対象住宅の所有者であること。
- ② 対象住宅に居住していること。
 - ・申請者の住所が対象住宅にあり、現に居住している必要があります。
- ③ 申請者が市区町村税を滞納していないこと。
 - ・市税とは、市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税をいいます。滞納していないことの確認は納税証明書で行います

(3) 補助対象となる経費

補助の対象となるのは次の各項目に該当する経費の合計額（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）です。

- ① 減災対策工事に要する費用
 - ・減災対策工事と併せて、増築工事、改築工事、現行法令に適合しない部分を是正する工事、リフォーム（改修工事、修繕工事、模様替え工事等）を行う場合は、それらの工事費は対象になりません。
- ② 減災対策工事に関連する既存仕上げ等の撤去、再仕上げに要する費用
 - ・減災対策工事に必要な範囲で、従前のものと同等程度に復旧するものをいいます。
- ③ 減災対策工事に係る設計・工事監理に要する費用
 - ・対象とならない工事の設計費及び工事監理費は、対象になりません。

※補助対象工事になるかどうかは、事前にご協議ください。

※申請書作成等の手数料を含むことはできません。

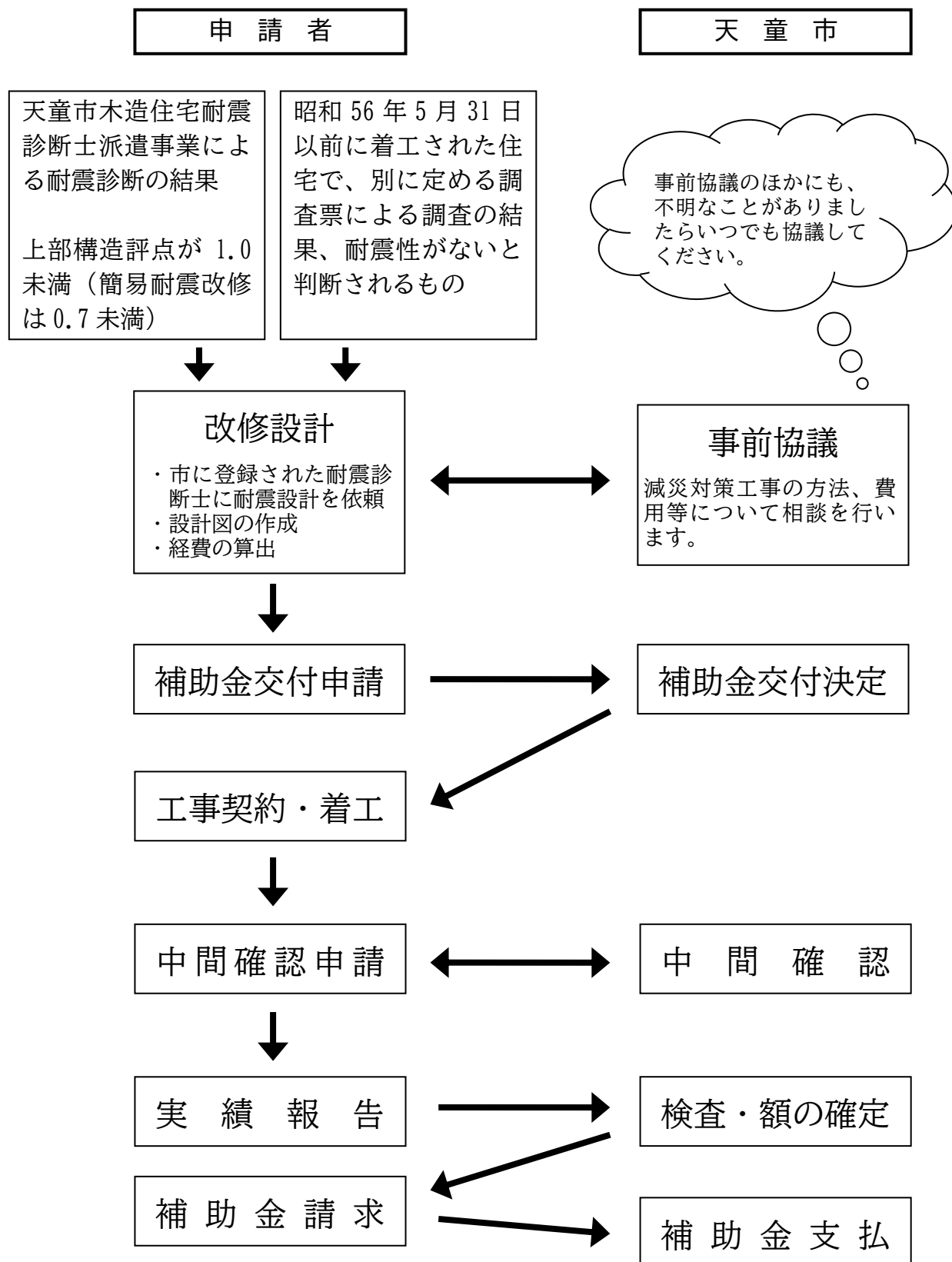
(4) 補助金の額

補助金の額は、減災対策工事を行う住宅1戸につき、対象経費の合計に5分の4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）又は30万円のいずれか低い額です。

(5) 実施件数

この事業は、限られた予算の範囲内で行われますので、年間に補助できる件数には限りがあります。事前に確認されるようお願いします。

2 事業フロー



交付を受けるには一定の制限がありますので、不明な点はお問い合わせください。

3 手続き

手続きをスムーズに進めるためにも、積極的に事前協議を行うようお願いします。

申請手続きや工事に要する期間をよくご検討いただき、十分に余裕を持って申請されま
すようお願いします。

(1) 事前協議

お住まいの住宅が補助対象となるのか、減災対策工事の内容はどのようなものなのか、
申込みのできる方なのかなど、あらかじめ確認しなければならないことがあります。ま
た、設計や工事の進め方、提出書類等の確認など、事業がスムーズに進行できるように
事前に十分な協議をお願いします。

(2) 補助金交付申請

補助金交付申請は、減災対策工事の前に行う必要があります。

工事の着手は、補助金交付決定通知を受けた後でなければ行うことができません。

ア 申請に必要な書類

- ① 交付申請書（規則様式第1号）
- ② 耐震シェルター設置等減災対策工事計画書（要綱様式第1号）
- ③ 耐震シェルター設置等減災対策工事の設計図

耐震シェルター等の設置	案内図、配置図、各階平面図、製品カタログ
簡易耐震改修工事 部分耐震改修工事	案内図、配置図、各階平面図、耐震改修図（軸組 図、各種伏図等）

- ・補助対象とならない増築、改築、法令適合工事、改修、修繕、模様替え等の工事
がある場合は、それらの図面も提出してください。
- ・工事個所ごとに、改修の内容がわかるように記載してください。
- ・必要に応じて、既存の図面を添付してください。

- ④ 耐震診断結果報告書の写し

- ・先に行っている天童市木造住宅耐震診断士派遣事業での耐震診断結果報告書の写
しを提出してください。

※提出する部分（全てのページではありません）

- ・建物の耐震診断結果報告書（依頼者名、建物所在地、上部構造評点総合評価等が
記載されている書類。表紙の次のページ）
- ・『「一般診断法」による診断』の上部構造評点の最小値および診断者が記載され
ている書類（最後のページ）

- ⑤ 改修工事後の上部構造評点分かる書類

耐震シェルター等の設置	耐震シェルター等の設置の場合は、公的機関により
-------------	-------------------------

	耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものであることが分かる書類
簡易耐震改修工事	改修後の建物の耐震診断結果報告書
部分耐震改修工事	部分耐震改修工事に係る技術基準に基づく部分評点計算シート

⑥ 対象経費の見積書の写し

- ・補助対象とならない工事が含まれる場合は、直接工事費及び経費（経費等は補助対象内と補助対象外の直接工事費の割合により按分する等）は補助対象内と補助対象外を分け、補助対象工事費がわかるように作成してください。
- ・工事費見積書は概算金額では申請できません。工事費の明細及び数量等を記載した内訳がわかるものを提出してください。
- ・設計費の見積書の写し
- ・工事監理費の見積書の写し

⑦ 対象住宅の現況写真（カラープリント）

- ・住宅全体の外観写真と、耐震改修する部分の外観及び内観の写真を提出してください。
- ・改修する部分ごとに、室名や壁面の位置、撮影方向等を記載して、写真がどの部分なのかわかるように作成してください。
- ・A4用紙1枚につき、写真3枚の添付を基本に整理してください。

⑧ 納税証明書

- ・申請者本人のもの及び申請時点で完納年度となる直近のものをご用意ください。
- ・未納額の記載欄に納期未到来表記があるものは受付できません。

⑨ 対象住宅の所有者であることを証する書類（建物の全部事項証明書）

⑩ 委任状

- ・申請を代理者に委任する場合のみ
- ・委任事項の該当欄をチェックしてください。交付申請時にすべての事項を委任するとその後の手続きに委任状は不要となります。

⑪ 承諾書（別紙）

イ 申請方法・書類部数

- ・書類は、建設部都市計画課にご持参ください（郵送等での受付不可）。
- ・書類は、正本1部を提出してください。
- ・書類はお返しできませんので、控えが必要な方は別途作成してください。

ウ 申請書の審査、交付決定

- ・交付申請を受理しましたら、市税の滞納がないか、他の補助制度との重複がないかをチェックのうえ、内容を審査し、順次交付決定を行います（2週間程度の審査期間をいただきたいので、着工までに余裕をもって申請してください。）。

- ・決定は、「補助金等の交付決定通知書」によりお知らせします。

※ 補助金等の交付決定通知書は、補助金の支払いを確約したものではありません。
交付決定を受ける前に着工した場合や、工事が申請どおりに行われなかった場合のほか、法令や規則、要綱に違反した場合などは、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

エ 工事の契約・着手

- ・申請者は、上記の交付決定を受けてから契約を行い、工事に着手してください。
- ・契約は、必ず書面で行ってください。
- ・契約者は、申請者と同一人としてください。

※ 印紙税法等関連法令についても十分確認してください。収入印紙を貼っていない契約書は、過怠税が課せられますのでご注意ください。

実績報告には、施工中の写真及び完成写真の添付が必要となりますので、箇所毎に施工途中の様子を撮影しながら工事を進めてください。

工事施工中 の写真	・ 施工中写真は工程ごと、全体及び部分的に拡大したものを撮影してください。 ・ 改修する部分ごとに、室名や壁面の位置、撮影方向等を記載して、写真がどの部分なのかわかるように作成してください。 ・ A4用紙1枚につき、写真3枚の添付を基本に整理してください。 ・ 改修する部分ごとに用紙にまとめてください（同じ用紙に異なる改修する部分の写真を入れないでください。）。
完成写真	・ 着手前と完成後の外観写真を添付してください。 ・ 工事の完了がわかるように、改修した全箇所について、着工前・完成の順に揃えてください。改修した部分は、内観及び外観の写真を提出してください。

(3) 変更承認申請

工事着工後、申請の内容に変更が生じた場合は、変更に係る部分の工事に着手する前に変更承認申請をして、承認を受けてから着手する必要があります。

ただし、次の場合は軽微な変更として、変更承認申請の必要はありません。

- ・ 補助金の額に変更がないもの
- ・ 再仕上げ等の変更で、耐震改修後の上部構造評点に変更がないもの

ア 申請に必要な書類】

- ① 耐震シェルター設置等減災対策工事計画変更（取止め）承認申請書（要綱様式第

2号)

- ② 耐震シェルター設置等減災対策工事（変更）計画書（要綱様式第1号）
 - ・ 変更に係る部分のみ記入してください。
- ③ 対象工事に係る設計図
 - ・ 変更に係る部分の図面を提出してください。
- ④ 対象経費の見積書の写し
 - ・ 変更がある場合に提出してください。
- ⑤ 改修後の耐震診断書
 - ・ 改修工事後の上部構造評点に変更がある場合に提出してください。

イ 提出方法・書類部数

- ・ 書類は、建設部都市計画課にご持参ください（郵送等での受付不可）。
- ・ 書類は、正本1部を提出してください。
- ・ 書類はお返しできませんので、控えが必要な方は別途作成してください。

ウ 申請書の審査、承認

市では、申請された内容を審査し、補助対象工事と認めたときは「耐震シェルター設置等減災対策工事計画変更（取止め）承認通知書（要綱様式第3号）」によりお知らせします。

エ 変更に係る部分の工事着手

申請者は、承認通知を受けてから変更に係る部分の工事に着手してください。

※ 契約内容（工期や請負金額等）を変更するときは、書面による変更契約が必要です。

(4) 変更、取止め

交付決定を受けた後、何らかの事情により、この補助事業を取止めする場合は、「耐震シェルター設置等減災対策工事計画変更（取止め）承認申請書（要綱様式第2号）」を速やかに提出してください。

(5) 中間確認

中間確認は、減災対策工事が申請どおり適切に施工されているか確認するものです。基礎の配筋や軸組、床組などの構造耐力上主要な部分の施工が適切に施工されていることが目視確認できる工程に達したときに実施します。

目視確認できる工程とは、筋かいや金物補強の工事が完了して、壁をふさぐ前の時期となります。工事の内容によっては、複数回の確認が必要になることもあります。

中間確認の対象となる工事は、簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事です。
確認がスムーズに行われるようご協力ください。

ア 申請に必要な書類

- ① 耐震シェルター設置等減災対策工事中間確認申請書（要綱様式第5号）
- ② 対象工事に係る設計図
 - ・目視確認ができるもの
- ③ 確認の対象となる部分の施工状況写真（カラープリント）

イ 提出方法・書類部数

- ・書類は、建設部都市計画課にご持参ください（郵送等での受付不可）。
- ・書類は、1部提出してください。

ウ 現場確認

- ・中間確認は、希望日の1週間前までに担当職員に日程調整の連絡をお願いします。
- ・書類は現場確認日の3日前までに提出してください。
- ・確認当日は職員が現場に確認に伺います。工事監理者及び施工者の立会をお願いします。
- ・現場確認時には、次の㊦及び㊧のご用意をお願いします。
 - ㊦ 黒板 工事名と撮影箇所（室名や壁面の位置等）の記載してください（直接記入又は、紙に記載の上貼り付け等）
 - ㊧ 写真 工事箇所、確認者（職員）、黒板を入れて撮影してください。
- ・現場確認後、写真（職員が現場を確認している写真）を印刷して、現場確認日から7日以内に提出してください（1部）。
- ・工事が適切に施工されていない部分があった場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、確認をいたします。是正の確認完了後に、次の工程に進んでください。

(6) 実績報告

耐震シェルター設置等減災対策工事が完了しましたら、速やか（対象工事と同一年度の2月14日（末日が閉庁日の場合、その直前の開庁日）まで）に実績報告書を提出してください。

ア 報告に必要な書類

- ① 実績報告書（規則様式第3号）
 - ・軽微な変更（補助金の額に変更がないもの。）がある場合は記入してください。
- ② 補助対象工事に係る請負契約書の写し

- ・申請者と施工者、設計者、工事監理者が交わしたもの
- ・印紙が貼ってあるものの写しをご用意ください。
- ・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。

③ 補助対象工事に係る支払いを証明するもの

- ・施工者、設計者、工事監理者が申請者に発行するもの
- ・既に支払いを終えた場合は、領収書や振込依頼書等の写し等を提出してください。
- ・未だ支払いを終えていない場合は、請求書の写しを提出してください。

④ 工事施工写真及び完成写真（カラープリント）

イ 提出方法・書類部数

- ・書類は、建設部都市計画課にご持参ください（郵送等での受付不可）。
- ・書類は、正本1部を提出してください。
- ・書類はお返しできませんので、控えが必要な方は別途作成してください。

ウ 確認検査

- ・確認検査は、希望日の1週間前までに担当職員に日程調整の連絡をお願いします。
- ・書類は現場確認日の3日前までに提出してください。
- ・検査当日は職員が現場に検査に伺います。工事監理者及び施工者の立会をお願いします。
- ・現場確認時には、次の㊦及び㊧のご用意をお願いします。

㊦ 黒板 工事名と撮影箇所（室名や壁面の位置等）の記載してください（直接記入又は、紙に記載の上貼り付け等）

㊧ 写真 工事箇所、確認者（職員）、黒板を入れて撮影してください。

- ・現場検査後、写真（職員が現場を確認している写真）を印刷して、現場検査日から7日以内に提出してください（1部）。
- ・工事が申請どおりに施工されていると確認できた場合は、補助金額の確定を行い、確定通知書により通知いたします。
- ・検査の結果、工事が申請どおりに施工されていない場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、検査をさせていただき、申請どおりに施工されていることを確認したうえで補助金額の確定を行い、確定通知書により通知いたします。

(7) 補助金請求

補助金額の確定通知書を受領されたら、補助金の請求を行ってください。

ア 請求に必要な書類

- ① 天童市耐震シェルター設置等減災対策補助金請求書（規則様式第4号）

- ・補助金の振込先は、原則として、申請人名義のものとなりますが、同居の親族に限り代理受領を認めますので事前にご相談ください（代理受領の場合、委任状が必要です。）。
- ・実績報告書と一緒に提出する場合は、日付は空欄で提出してください。

② 振込先の通帳の写し

口座名義人、銀行名、支店名、口座の種類、口座番号の部分が記載されている部分の写しを提出してください。

イ 提出方法・書類部数

- ・書類は、建設部都市計画課にご持参いただくか、郵送してください。
- ・書類は、1部提出してください。

エ 補助金の支払い

補助金請求書を提出いただきますと、約2～3週間後にご指定の口座に補助金をお振り込みします。

4 その他

(1) 住宅の処分等の制限

この事業による補助を受けた住宅は、補助金を受領した日から5年間は、住宅以外の目的に使用したり、譲渡、交換をしたり、貸したり、担保に供するなどはできません。

この期間内にこれらのことをする場合は、補助金を全額返還していただくか、財産処分承認申請書を提出して、市長の承認を得る必要があります。

(2) 注意事項

虚偽の申請をしたり、補助の対象となる要件等に反したりしたことが明らかな場合などは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還をしていただく場合もあります。